

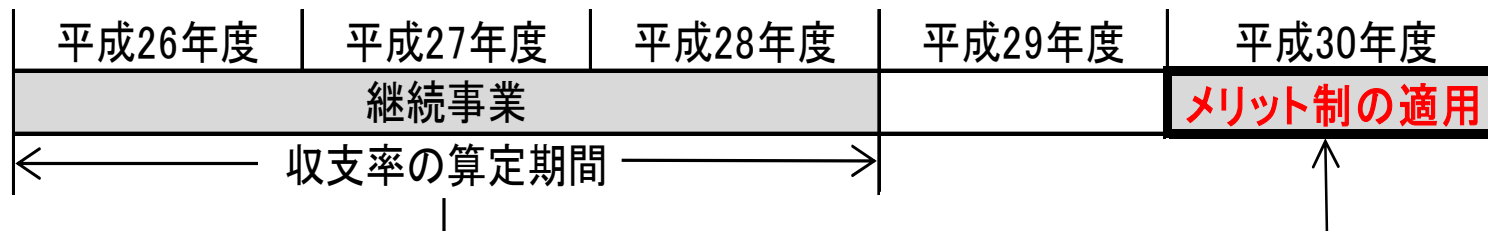
○労災保険のメリット制とは

事業の種類（54業種）ごとに定められている労災保険率※1 を個別の事業場に適用する際、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減することで、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図るためのもの ※1 2.5/1,000~88/1,000

◎メリット収支率（イメージ）

一定規模以上の継続事業（期限のない事業）・一括有期事業（期限のある事業のうち、複数の工事現場等を一括して一の事業として取り扱うもの）については連続する3保険年度の間における収支率に応じて、最大±40%の範囲で労災保険率を増減させている※2

$$\text{収支率（\%）} = \frac{\text{3年度間の保険給付等の額（業務災害分）}^{\ast 3}}{\text{3年度間の保険料の額（業務災害分）}} \times 100$$



※2 保険給付等の額をそのまま分子に算入するのではなく、①事業主の災害防止努力の及ばない保険給付等を除く、②基準法の災害補償範囲を大きく超えないよう、分子に算入する額を限定するなどの修正を行っている。

※3 単独有期事業（工事現場等）については、事業終了後、3ヶ月（又は9ヶ月）を経過した時点において、収支率に応じて、労災保険料を増減させている。